

三〇歳以上三五歳未満	七	三二	三七年
五歳以上四〇歳未満	一	一〇六七	三八年
四〇歳以上四五歳未満	一	六八五〇	三九年
四五歳以上五〇歳未満	一	二二九三	四〇年
五〇歳以上	一	九五	計
		一〇、三三六	一〇、三三六

(備考) 一、第一子分娩時年齢は現在の婚姻が再婚の如き場合に在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時年齢に依りたるものとす
在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時年齢に依りたるものとす

第九表 第一子分娩時より末子分娩時
に至る年数別該當家庭數

所要年数	家庭數	上	中	下	計
一五年未満	一三三				
一五年	三一				
一六年	一四五				
一七年	七八				
一八年	二八二				
一九年	五七三				
二〇年	九〇一				
二一年	一、一〇一				
二二年	一、四二六				
二三年	一、四五七				
二四年	一一九八				
二五年	一、〇八九				
二六年以上三〇年未満	一、五九二				
三〇年以上三五年未満	二三八				
三五年					
三六年					

社会事情の變遷に伴ひ現に幾多改革の必要を痛感せらるゝのみならず現下の重大時局に鑑み國家百年の大計に稽へ之が改善の方策を講ずるは極めて喫緊の要務なりと謂はざるべきからず

就中最近に於ける國民保健の現状と之に對處すべき

國民醫療機關の實狀とは眞に寒心に堪へざるものあり仍て先づ國民醫療に關する各種機關を整備再編し其の

第十表 經濟狀態別該當家庭數調

經濟狀態	家庭數	上	中	下	計
一、四〇一	六、四八二				
二、四五三	一〇、三三六				
三					
三一					
三三					

醫藥制度改善方策の厚生大臣諮詢 に對する醫藥制度調査會の答申

醫藥制度改善方策（別紙）

一 昨昭和十三年七月厚生大臣は醫藥制度調査會に對し醫藥制度の改善方策に關する諮詢を行つたが、本昭和十五年十月二十八日同調査會はその内特に醫藥制度の改善方策に關する答申を行つた。之を擷ぐれば以下

第一 醫療の普及 (一) 開業の制限

(1) 厚生大臣は醫師の數過剩と認めらるる都市及其の近接町村に於ける新規開業を制限して分布是正を行ふことを得ること

國民醫療の現状に鑑み現行醫藥制度改善の方策如何

答申

惟ふに醫藥に關する現行諸制度は其の創始以來既に相當の歲月を経し其の間若干の修補を見たるも未だ其の根本的改革の斷行せられたることなし時勢の推移と

(1) 醫師の勤務指定制度の創設

(1) 厚生大臣は國、公共團體及公益法人立診療所に勤務せしむる必要を認めたるときは免許

に附隨する義務として醫師に二年以内勤務を命ずることを得ること

(2) 勤務に對しては相當の報酬を與ふること

(III) 平時に於ける徵用制度の創設

(1) 徵用は非常災害又は傳染病流行の際にのみ之を限ること

(2) 徵用は厚生大臣の徵用命令に依り地方長官之を行ふこと

(3) 被徵用者に對しては相當の給與を與ふること

(4) 被徵用者に對しては相當の給與を與ふること

(IV) 無醫地域に對する公營醫療機關の設置

(1) 無醫地域に對し實情に應じ道府縣立の地方診療所又は出張診療所を設置すること

(2) 地方診療所の上級機關として道府縣内の必要なる地に府縣立綜合病院を設置すること

(3) 総合病院の設置に付ては左記の方針に依ること

(イ) 現存の道府縣立病院並に(五)に依り移管したる町村立、産業組合立及公益法人立病院中適當なるものは之を綜合病院に充當すること

(ロ) 設置を必要とする地に在る私立の病院にして希望するものあるときは之を買收すること

(ハ) 前二項の病院なき場合に限り之を新設すること

(五) 各種醫療機關の整備統制

(1) 現存の町村立一般診療所は之を道府縣に移管すること

(2) 產業組合立診療所中綜合病院として適當なのは之を道府縣に移管すること

(3) 前項以外の産業組合立診療所に對しては其の醫業に付て適當なる國家管理を行ふこと

(4) 公益法人立診療所中移管を適當と認むるもののは之を道府縣に移管すること

(5) 公益法人立診療所中移管を適當と認めざるものに對しては公益上必要なる統制を強化すること

一 醫療費に關する制度の合理化

(一) 診療報酬規程の制定

(1) 診療報酬規程は厚生大臣診療報酬委員會に諮詢して之を定むること

(2) 診療報酬中藥價は藥價令に依ること

(3) 地方的事情を考慮し差等を設けしむること

(4) 専門の標榜を許可せられたる者に對しては特別の取扱を爲し得ること

(イ) 都市及其の近接町村に於ける處方箋發行方法の改正

(ロ) 設置を必要とする地に在る私立の病院にして希望するものあるときは之を買收すること

(ハ) 前二項の病院なき場合に限り之を新設すること

を本則中に規定すること

(II) 健康保険、國民健康保険其の他保険制度の擴充

(IV) 醫療保護法の徹底

(1) 醫療保護機關として恩賜財團濟生會其の他のものは之を道府縣に移管すること

(2) 特殊公益法人の強化擴充を圖ると共に都市に於ては必要に應じ公立診療所をも設置すること

(3) 公益法人立診療所中移管を適當と認むるもののは之を道府縣に移管すること

(4) 公益法人立診療所中移管を適當と認むるもののは之を道府縣に移管すること

(5) 公益法人立診療所中移管を適當と認めざるものに對しては公費負擔を増加すること

第二 醫療內容の向上

一 醫術の向上

(一) 醫師免許前の基礎的診療に關する修練の充實

(1) 醫師の免許には一年以上一般的診療に關し必要な修練を経ることを要することに改むること

(2) 修練は指導醫師を置きて之を行ふこととし最も其の效果を擧げ得る様指導醫師に對する

(3) 修練は指導醫師を置きて之を行ふこととし被指導者の數を分配すること

(4) 修練はなるべく現在の學校教育期間中に於て實施すること

(一) 補習教育の創設

(1) 醫師診斷の結果投薬の必要ありと認むるとして醫師薬劑師の何れより薬剤を交付し患者を之は投薬前患者に對し處方箋を交付し患者を就き自由に選擇せしむること

(2) 施行區域は厚生大臣之を指定すること

(3) 藥劑師法を改正して附則中の醫師の調剤權

勵行を圖ること

二 診療科名及専門標榜國家検定制度の創設

(一) 診療科名の新設

- (1) 現在の専門科名を少數に整理し之を診療科名とすること
- (2) 診療科名は自由標榜制度とすること

(二) 専門標榜の國家検定

- (1) 専門科名は診療科名より更に分化したるものとすること
- (2) 専門科名を標榜せんとする者は厚生大臣の許可を受くること

- (3) 専門標榜の許可是専門標榜審査委員會の審議を経るを要すること

三 醫業廣告制限

醫業廣告は患者をして適當なる醫療機關の存在を知らしむるに足る程度に之を制限すること

四 醫療内容の監督強化

又は事務の一部を處理せしめ得ること

五 功勞の表彰

衛生關係者にして功績顯著なるものに對し表彰の榮に沿する様政府に於て適當なる方策を講ずること

行ふこと

(一) 醫道の振作に關する事項

(二) 療療の普及向上に關する事項

(三) 緊急衛生の強化並衛生思想の普及に關する事項

事項

- (4) 醫師の醫學及醫術の補習に關する事項
- (5) 醫業經營の改善に關する事項
- (6) 其の他法令又は會則に規定する事項

二 中央團體と地方團體との關係の調整

(一) 醫師會は日本醫師會及道府縣醫師會の二種とし郡市區醫師會は之を廢止して道府縣醫師會の支部とすること

日本醫師會は強制設立に改むること

又は事務の一部を處理せしめ得ること

ること

四 總會の構成員の改組

(一) 日本醫師會の總會は道府縣醫師會の會長及び特別議員を以て之を構成すること

日本醫師會の特別議員は道府縣醫師會の會員又は醫事衛生に關し學識若は經驗ある者の中より厚生大臣之を任命し其の數は他の總會構成員數の三分の一以内とすること

日本醫師會の總會は議員及特別議員を以て之を構成すること

日本醫師會の副會長（一人とす）及理事（十人以内とす）は道府縣醫師會の會員中より日本醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

（二）道府縣醫師會の會長は其の會員中より地方長官厚生大臣の認可を受け之を任命すること

道府縣醫師會の副會長（一人とす）及理事（五人以内とす）は其の會員中より道府縣醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

（三）役員の任期は三年とすること

（四）日本醫師會及道府縣醫師會の理事中一人以上を専任とすること

（五）醫師會の會長は總會成立せざるとき又は總會に於て議決すべき事項を議決せざるべきは監督官廳に具狀して指揮を請ひ總會の議決すべき事項を處分することを得ること

（六）道府縣醫師會の支部長は道府縣醫師會長之を任命することとしなるべく其の支部より選出せられたる道府縣醫師會議員を之に充つること

六 經費の負擔方法の合理化

（一）法令の規定又は行政官廳の命令に依り醫師會の事務に屬せしめられたる事項に要する經費に付ては國又は地方公共團體に於て其の全部又は一部を負擔すること

（二）道府縣醫師會の會費の負擔方法は會員額の

外適當なる基準に依り等差を設くこと

（三）道府縣醫師會の會費の徵收に付ては地方稅の例に依り滞納處分を行ひ得る規定を設くること

希望意見

七 行政監督の強化

（一）日本醫師會は厚生大臣之を監督し道府縣醫師會は第一次に於て地方長官第二次に於て厚生大臣之を監督すること

（二）行政官廳は醫師會に對し醫事衛生に關し必要なる事務の施行を命ずることを得ること

（三）道府縣醫師會の總會の議決が法令若は會則に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるときは監督官廳は特別議員を解任し又は議員の職務を停止し若は議員の改選を命ずることを得ること

（四）醫師會の豫算は監督官廳の認可を受くるを要すること

（五）監督官廳は醫師會が支出を要する費用を豫算に載せざる場合に於ては理由を示して其の費用を豫算に加ふることを得ること

勞働者年金保険制度要綱に對する 保険制度調査會の修正並に希望決議

（一）醫師會と衛生技術官、醫育機關、醫學研究機關等との連絡の緊密化に關し適當なる方策を講ずること

（二）醫師會と他の醫事關係方面との連絡

（三）醫師會と他の醫事關係方面との連絡

（四）醫師會と他の醫事關係方面との連絡

（五）醫師會と他の醫事關係方面との連絡

（六）醫師會と他の醫事關係方面との連絡

（七）醫師會と他の醫事關係方面との連絡

（八）醫師會と他の醫事關係方面との連絡

（九）醫師會と他の醫事關係方面との連絡

（一）非醫師たる診療所の開設者に付ては別に必

要なる統制方法を講ずること

保険院保険制度調査會委員氏名

○印は特別委員 ◎印は委員長